



# 山形県公報

平成16年7月13日(火)  
第1558号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...847  
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...848  
 開発行為に関する工事の完了.....(置賜総合支庁建築課)...849  
 同.....(庄内総合支庁建築課)...同  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同

### 公 告

監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監査委員)...850

## 告 示

### 山形県告示第750号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年7月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事 長    | 矢 萩 誠   | 天童市大字川原子1705 |
| 副 理 事 長  | 矢 萩 義 信 | 同 1437       |
| 会 計 理 事  | 阿 部 誠   | 同 2128       |
| 理 事      | 仲 野 富 男 | 同 1300       |
| 同        | 矢 萩 利 憲 | 同 1306       |
| 同        | 矢 萩 和 広 | 同 1584       |
| 同        | 矢 萩 清   | 同 1319       |
| 同        | 矢 萩 利 昭 | 同 1320       |
| 同        | 矢 萩 吉 美 | 同 1452 - 1   |
| 同        | 矢 萩 馨   | 同 1400       |

|    |        |   |      |
|----|--------|---|------|
| 同  | 阿部 国人  | 同 | 1415 |
| 同  | 阿部 正弘  | 同 | 1488 |
| 監事 | 森谷 仙一郎 | 同 | 1640 |
| 同  | 仲野 照男  | 同 | 1296 |
| 同  | 森谷 正秀  | 同 | 1291 |

## 山形県告示第751号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小原土地改良区に次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年7月13日

山形県知事 高橋 和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所           |
|----------|--------|--------------|
| 理事長      | 矢萩 誠   | 天童市大字川原子1705 |
| 副理事長     | 矢萩 義信  | 同 1437       |
| 会計理事     | 阿部 誠   | 同 2128       |
| 理事       | 仲野 富男  | 同 1300       |
| 同        | 矢萩 利憲  | 同 1306       |
| 同        | 矢萩 和広  | 同 1584       |
| 同        | 矢萩 清   | 同 1319       |
| 同        | 矢萩 啓三  | 同 1321       |
| 同        | 矢萩 吉美  | 同 1452 - 1   |
| 同        | 矢萩 馨   | 同 1400       |
| 同        | 阿部 国人  | 同 1415       |
| 同        | 阿部 正弘  | 同 1488       |
| 監事       | 森谷 仙一郎 | 同 1640       |
| 同        | 仲野 照男  | 同 1296       |
| 同        | 森谷 正秀  | 同 1291       |

山形県告示第752号

次の開発行為は、完了した。

平成16年7月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成16年4月7日 指令置総建第1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東置賜郡高畠町大字入生田字川原2066番、2067番、2068番1、2068番2、2071番、2072番、2075番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南陽市宮内778番1  
有限会社 セスナー

山形県告示第753号

次の開発行為は、完了した。

平成16年7月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成16年6月23日 指令庄総建第12号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
飽海郡平田町大字砂越字粕町66-2、66-5、67-1、68-1、69-1、70-1、70-8
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
酒田市曙町一丁目1番地  
庄内みどり農業協同組合

山形県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月13日から同年7月26日まで縦覧に供する。

平成16年7月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 立川鶴岡自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長           |
|-------------------------------------------|------|-----------------|---------------|
| 東田川郡羽黒町大字手向字百々目木196番2から<br>同 178番129まで    | 旧    | 21.2メートル<br>9.2 | メートル<br>20    |
| 東田川郡羽黒町大字手向字院主南1番26から<br>同 字百々目木178番129まで | 新    | 21.2メートル<br>2.4 | メートル<br>2,618 |

**公 告**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から、平成16年5月18日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成16年7月13日

山形県監査委員 鈴木 正 法  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左工門  
 山形県監査委員 加 藤 淳 二  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監 査 対 象 機 関     | 指 摘 事 項                                                                                                                                 | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新 庄 北 高 等 学 校   | ア 授業料に係る減免調定手続きが行われていないものがある。<br>イ 一般社会保険料に係る調定・収入手続き並びに現金の出納員への引継ぎ及び金融機関への払込みが行われていないものがある。<br>ウ 教育財産に係る土地建物使用料の調定・収入手続きが行われていないものがある。 | ア 今後は授業料の調定事務の適正化に努め、手続き漏れのないように十分注意してまいります。<br>イ 一般社会保険料に係る事務処理の適正化に努め、手続き漏れが発生しないよう複数職員での確認等を徹底してまいります。<br>ウ 教育財産に係る土地建物使用料の調定・収入事務の適正化に努め、手続き漏れのないよう十分注意してまいります。 |
| 庄 内 総 合 高 等 学 校 | 授業料の減額調定手続きが著しく遅延しているものがある。                                                                                                             | 今後は授業料の調定事務の適正化に努め、調定遅れのないように十分注意してまいります。                                                                                                                           |